

重度心身障害者医療費助成制度

(県障)のお知らせ

●問い合わせ 福祉課福祉政策室 ☎53・2111 (内線247)
または各支所地域福祉課

重度心身障害者医療費助成制度(県障)は、重度心身障がい者の医療費や入院時の食事療養費(標準負担額減額認定証を持っている人)、訪問看護医療費を助成する制度です。

自立支援医療など、ほかの医療費の軽減制度が受けられる場合は、そちらが優先されます。

※転入してきた場合は、申請が必要となります。詳しくはお問い合わせください

■利用できる人

①身体障害者手帳1級～3級の交付を受けている人

②療育手帳Aの交付を受けている人

※一定以上の所得があると助成停止となります

■助成の受け方

「受給者証」を健康保険証とともに医療機関の窓口で提示することで、一部負担金だけの支払いとなります。

【一部負担金】

医療機関ごとで月ごと

外来 1回 530円

入院 1日1200円
(月4回まで負担)

訪問看護 1日 250円

※調剤薬局へ支払う額は無料です

■医療費の払い戻し(償還払い)

①治療用装具を購入したとき

②入院時生活療養費(住民税非課税世帯の場合)を支払ったとき

③県外の医療機関を受診したとき

などは、申請をすると後日、自己負担額を超えた金額を還付します。

〈現況届の提出が不要になりました〉

これまで毎年7月に「現況届」を提出してもらっていましたが、今年度から受給者証の自動更新化により現況届の提出が不要となりました。

新しい受給者証は、8月末までに送付されます。

9月1日から

子ども医療費助成を拡充します

●問い合わせ 福祉課子育て支援室 ☎53・2111 (内線246)
または各支所地域福祉課

市の子どもの医療費助成制度の対象は、3人以上の子がいる世帯は中学校3年生まで、2人以下の子がいる世帯では小学校6年生までとしています。

9月1日からこの助成制度の対象を「子」の人数に関わらず、すべての「子」を中学校3年生まで拡充します。

新たに対象となる場合の手続き

・中学生の子どもがいる場合

助成を受けるには、新たに受給者証が必要となります。対象となる世帯には、7月上旬に世帯主宛てに申請の案内を送付しますので、子どもの保険証と印鑑を持参の上、福祉課または各支所地域福祉課で手続きをしてください。

案内が届かない場合でも、対象となると思われる人は、担当までお問い合わせください。

・小学生以下の子どもの場合

手続きの必要はありません。9月1日から使える新しい受給者証を8月下旬に送付します。

9月1日から

- 子の人数【制限なし】
- ・入院 中学校3年生まで
- ・通院 中学校3年生まで

現行

- 子の人数【2人以下】
- ・入院 小学校6年生まで
- ・通院 小学校6年生まで
- 子の人数【3人以上】
- ・入院 中学校3年生まで
- ・通院 中学校3年生まで

